

# 令和3年斜里町議会定例会 9月定例会議 全員協議会会議録

令和3年9月17日（金曜日）

開会 午後4時05分

閉会 午後4時57分

## ◇ 斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例（案）の制定について ◇

●金盛議長 会議規則第125条の規定により、全員協議会を開きます。本日の案件は、斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例（案）の制定について、斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）の制定について、の2件です。

それでは、説明を受けます。初めに、斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例（案）の制定について、南出環境課長。

●南出環境課長 （斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例（案）の制定について 内容説明 記載省略）

●金盛議長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 今回、再生可能エネルギーの条例がこんなに早く制定、つくられるというのが本当に、驚きました。こうした環境に影響を与える部分に関して、うちの町が高い意識を本当に持っているところだなということがしみじみと感じられましたので、本当によかったと思います。

内容に関して確認させてください。ここの中では、今の説明の中にもありましたように、風力発電という部分も、実際にはここに書かれています。風力発電に関しては、太陽光パネルに関してという部分が私も質問のときにもそういうのが主でやっておりましたけれども、この自然再生エネルギーの中で、風力発電というのは、今、常呂の周辺で建つ部分で、いろいろアセスだとか、そういった部分で協議が続いている状態ですけれども、そうした中で風力発電に関しての場合なのですけれども、その風力発電に関して、例えば私たちが自然環境に与える、大きい被害があるのではないかとされている中に、低周波の対策があります。低周波の問題に関しては、今はどういう形でというか、かなり対策はとられて、発電施設自体に対策がとられているというお話は、何回か聞いたことがあるのですけれども、環境省のほうでも、予防原則に立った低周波音の対策という部分では、かつて2014、15年だったと思うのですけれども、その指針というのは環境基本計画とかがある町村に対しては、配布がされているというふうには聞いたのですが、今現在それから10年以上が経っていますので、どういう現状かわかっていません。ここに記載されている15メートルを超える発電施設というふうになりますと、やはりその場所によっては、人体に

及ぼす影響、あるいは鳥類に及ぼす影響というのは、まだ様々なところで出ている問題だ  
と思うのですけれども、そういった部分がある程度考慮した中身になっているのかという  
ことを1点伺います。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 まず、今回の条例につきましては、自然環境ですとか、景観等に影響が  
ある再生可能エネルギーということで太陽光発電と風力発電のほうを対象とする施設とさ  
せていただいたところであります。加えて風力発電の15メートルにつきましては、北海  
道の景観計画がありまして、北海道全域が北海道の景観計画に入っているのですけども、  
その基準の中で、15メートルを超えるものについては届出等々が必要になりますという  
形になっておりますので、その計画にならった形で、同じような形で15メートルとして  
設定をさせていただいたところであります。

お話にありました低周波音の関係につきましては、今現在私のほうでどのようなことが  
影響するのか、中身はまだ、全て把握し切れていないところではありますけども、改めて  
北海道の景観計画等だとか、環境アセス等々とも、足並みをそろえた中で対応していけれ  
ばというふうに考えているところであります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 先ほどの鉛弾同様に、知床半島そしてこの斜里平野に関わるオホーツクの  
部分というのは、非常に貴重な猛禽類の渡りのルートにもなっています。

そういった中で、バードストライクの問題というのはずっと取りざたされてきましたので、  
その辺の対応というのは結構出来ていると思うのですけども、一方で、家屋の近くだとか、  
諸外国では、日本でも、何カ所が訴訟になって、それが回収されたというのは聞いたこと  
があるのですけれども、その低周波私たちの耳には聞こえないけれども、非常に人体に影  
響を及ぼすという部分も、何点か、どこだったか忘れたのですけども大きな問題になった  
ことがございました。

そういった部分の、距離だとか対応という部分もある程度視野に入れたような、と言いな  
がら、この条例の中に何を加えるだとか、どこをどうするかというのが、具体的に出  
こないのですけれども、そういった部分を十分に、もうちょっと調べていただいて、つく  
っていただければ、本当にいいかなというふうに思っております。

それが最終的に、先ほどあった規則という部分に組み込まれる範囲なのかもしれません  
し、また現状どういう形で動いているかということに関しては、十分調べていただきたい  
なと思っておりますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 改めまして運用に関する部分については、規則等々で定めていくことと  
しております。先ほど申しましたように風力発電につきましては、環境アセス法等々の適  
用もあるところであるかなと感を持っておりますので、そういったところと中身等々を

確認させていただきながら、そちらのほうで適用になるものはそちらのほうでまずは法令を遵守した形の中で行っていく形になるかなと思いますけれども、関連してこちらの中で規定したほうがいいものがありましたら、中身を見ながら検討させていただければと思います。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 最近の新しいところでは、白神山地のほうで風力発電という部分の企画がありまして、そこに対する環境アセスメントが非常に詳しく出ているということ、実は一昨日に情報をいただきました。やはりそこの中には、今の言ったバードストライクの課題だとか、あるいは、その場合は北海道からどういう渡りがあるかだとか、ブラキストン線を越えて渡りの状況なども組み込まれていると聞いています。

同時に先ほど言っていた低周波音の影響という部分の調査も入っていると思うので、ぜひ参考にしていただければよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 ただ今、白神山地の例ということで情報提供いただいたところでありますので、参考にして確認させていただきながら、内容等々につきまして勉強させていただき、検討させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

●金盛議長 他、ありませんか。若木議員。

●若木議員 条例の骨子の責務のところ、事業者は、周辺関係者の理解を得られるよう努め・・・、すいません、違いました。(6)で周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならぬということ、努力義務で、別に理解が得られなくても、この条例に沿っていけばいいというふうに読み取ってしまったのです。その中で、(4)のところの町民は、本条例の目的、基本理念で定めた内容への理解と協力を求めていくということで、協力をしなければいけないということが責務にあるのです。

こういう環境への影響というところでいけば、住民、事業者の間の思いの違いはとて多く生じるものではないかなと思うのですが、この点については、事業者が周辺関係者との理解が得られないと、事業が実施出来ないなどそういう制約を考えているわけではないということなんでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 事業者の責務につきましてはこちらに書いているとおり、周辺関係者の方にまず理解を得られるよう努めていただき、地域の方からご意見があった部分につきましては、そこに丁寧に対応していただくことを想定しているものであります。

また町民の方につきましては、そういったことに対しまして、説明会の参加ですとか、維持管理に対して何か気になる点があったらご連絡いただくか、そういったところに対応していただければと考えておまして、特に住民関係者が必ず、理解を得られなければ適用出来ないというようなところまではこの条例の中では言い切れないものとなっております。

すけれども、改めて事業者の方には理解が得られるよう丁寧な説明と努力をしていただく形を考えているところであります。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 わかりました。もう1点なのですが、事業者と土地所有者はともに、適切な管理というのが、うたわれているのですが、事業を停止したときというのですか、撤去については、事業者が負うことになっていると私は理解したのですが、それを、土地の所有者が別であれば、そのままになってしまっただけで保持されるということが、私は心配なのですが、そちらのほうについての整理だとか、そういうものも必要ではないかなと思うのですがこの中で、きちんと整理されるようになっているのでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 まず事業者の方には施設の撤去につきましては、この条例の中でも撤去していただくことを規定していることと、同様におそらく事業者の方はFIT法の関係で、届出をされていると思いますけども、そういった事業計画の中でも、適切に維持管理をしていくことと、撤去する場合もきちんと撤去するようなことを計画を持って進められると思いますので、そういったほうと連動して行っていくことと、あと土地所有者の方につきましても、同じような形で、そのまま物が残ることがないように、適切に管理をしていただくこととしているところであります。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして、斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例（案）の制定についての、質疑を終結いたします。

午後4時30分

#### ◇ 斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における

##### 選挙運動の公費負担に関する条例（案）の制定について ◇

●金盛議長 次に、斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）の制定について、説明を受けます。村上選挙管理委員会事務局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 （斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）の制定について 内容説明 記載省略）

●金盛議長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。佐々木議員。

●佐々木議員 私から何点か教えていただきたいのですが、まず今回公職選挙法の改正に伴ってのことでのことなのですか、町議選のほうで言えば、供託金はもう決まりというのですか、要は車、ポスター、ビラ、この三つが、各町村で実施する、しないを選べる形だと思うのですが、今回この資料でいきますと斜里町としては三つとも実

施するという形ですけれども、近隣の町村などは、その辺の選択はどのような感じになっていますでしょうか。

●金盛議長 村上選管局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 まず供託金につきましては、法律でも既に定まっておりますので15万円は確定されています。それと、近隣の町村等を含めた対応と斜里町がこれから行おうとしている対応の相互関係がどうなっているかということの質問だと思いますが、管内的には全市町村、1町村のみまだ、9月議会のほうでこの条例の部分の提案がなされるというふうに聞いております。町村名でいえば置戸町なのですが、それ以外の部分につきましては、もう既に条例のほうを制定している状況にあります。

その条例の中身につきましては、自動車、ビラ、ポスター、斜里町と考えているものと同様に、もう制定をしているというような状況でございます。

●金盛議長 佐々木議員。

●佐々木議員 このように3点セットで、現実的には近隣だけではないですが、3点セットでやると、それ相応の予算のことも考えなければいけなくなると思うのです。大まかに正確な数字はなくてもいいのですけれども、予算的には大まかに、地方選のとき、斜里町としてはどのぐらいの支出になりそうかというふうに考えはありますでしょうか。

●金盛議長 村上選管局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 今回のこの条例を制定した暁には2年後だと思われませんが、地方選挙が実施される運びになります。皆さんが候補者となりうる場合について、全ての選挙公営を使ってもいいですし、この中で、自分が使えそうなものをチョイスしていただいても結構だということだけは認識していただきたいというふうに思います。

仮に、予算措置の中で行っていくこととしましては、1番高い単価でいきますと、車でいけばハイヤー、これを5日間で32万2500円、ポスターもマックスの上限でいきますと10万8千円、ビラ1万2016円。合計44万2516円が1人当たりの候補者に係る最大の経費となりますので、そちらのほうの予算化をしなければならないと。例えば、候補者が14名いた場合で計算しますと、619万6224円というのが計算の算定式になります。

●金盛議長 佐々木議員。

●佐々木議員 先ほど説明もいただいたのですけれども、資料の最後にあります今後のスケジュールのところなのですけれども、先ほどの説明にもありますし、資料にもありとおり12月条例提案というふうに書いてあります。

この手の条例ですと、考え方の一つとして、年度途中ではなく、3月提案でもいいのではないかという考え方もあるかもしれませんが、私としては、次の選挙に立候補を検討している方ですとか、立候補を予定している方ですとかそういうことを考えたら僕もこのように、少しでも早いほうが周知にもつながるので、いいのではないかなという考え方

があるのですけれども、そういう考え方もあって、12月に選管から提案をするということなのでしょうか。

●金盛議長 村上選管局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 管内的に一番最後という形で条例の提案をさせていただくことに大変心苦しく思っておりますが、先ほど佐々木議員がおっしゃったように1年、ないし1年半前ぐらいにはこういった話というのは必要だというふうに思っております。

今回9月の全員協議会の部分で初めてご提案させていただきましたが、それがこの条例案の骨子という形で皆様からご了承いただけるのであれば、12月の中で提案させていただき、施行の日から運用させていただきたいなというふうに思っております。

●金盛議長 ほか、木村議員。

●木村議員 提案について12月で予定されているのですけれども、管内の状況を踏まえて、この提案はどこがしているのか。これについて、また今説明がありましたので、町として、いわゆる町長提案になるのかどうか、この確認をしたいと思っております。

●金盛議長 村上選管局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 管内における条例提案の担当課はどこかというお話であります。全て町の総務課もしくは選挙管理委員会というところから発出されてご提案させていただいているというような状況になります。

●金盛議長 ほか、ありませんか。よろしいですか。これをもちまして斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）の制定についての質疑を終結いたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉じます。ご苦労さまでした。

午後4時57分